

北上地区消防組合本部訓令第2号

消防機関

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年3月6日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池洋幸

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱を廃止する訓令

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成6年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。